### 電子インボイスの あらましと対応すべき課題

電子インボイスとは、2023年10月に導入予定のイ ンボイス制度において、仕入税額控除の要件を満た すために必要となる電磁的記録のこと。電子帳簿等 保存制度も踏まえて、そのあらましを確認します。



栗原洋介税理十事務所 税理士

栗 洋 介 原

うと不思議に思う人もいることで 図表1)。 制度変更前とはどう違うのだろ

要件としてインボイスに該当する を「仕入税額控除」といいます。 す。この消費税を差し引くしくみ から仕入や経費に含む消費税を差 めの計算では、売上に含む消費税 があります。 と、消費税の計算のしくみに関係 請求書や領収書の保存が必要です インボイス制度では、この控除の イス制度が導入されるかという 引くことで、納税額を算出しま 2023年10月から導入される ではなぜ消費税においてインボ 消費税を納税するた

# 電子インボイスとは

対応が求められるのが、「電子イ この新しい制度の導入にあわせて 予定の消費税のインボイス制度。 ンボイス」です。 電子インボイスを理解するため 2023年10月から導入される

度」と呼ばれます。 ですが、一般には「インボイス制 名称は「適格請求書等保存方式 て理解する必要があります。正式 には、まずインボイス制度につい

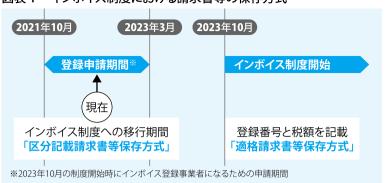
事業者であれば、その取引先が発 えば、取引先がインボイスの登録 せた事業者に限定されます。たと のは、制度への登録を事前に済ま きる請求書や領収書を発行できる 行した請求書等(インボイス)を ス、つまり仕入税額控除を適用で 目社が受け取って保存すれば、 人税額控除ができます。

いるからです。 イス制度の導入を機に進められて ンボイスの「標準化」が、インボ みを説明したのは、本題の電子イ ここまでインボイス制度の仕組

テム(EDI)のやり取りが想定 ダウンロード、 からメール添付で受け取ること ば、PDF形式の請求書を取引先 請求書等が該当します。たとえ 消費税における電子インボイス インターネットサイトからの 電子データとして交付された 企業間の共通シス

じた、と説明されています。 明記する制度へ移行する必要が生 書等のなかできちんと消費税額を 税率が複数になったために、請求 していたのは同じでした。しか 書を保存して仕入税額控除を適用 しょう。これまでも請求書や領収 し、軽減税率が導入されたことで インボイス制度では、インボイ

インボイス制度における請求書等の保存方式 図表 1



### 図表2 電子取引の種類

### 電子取引(電子帳簿保存法)

• 注文書、契約書、送り状、見積書などの電子データ

消費税に 関係する

・請求書、領収書などの電子データ(電子インボイス)

よる電子イン

·タ(インボイスに該当しないもの\*) •請求書、領収書などの電子デー

※経過措置により一定割合の仕入税額控除が可能

この共通仕様 ボイスです。

社が多数参加 ウェア開発会 関わるソフト や経理などに イスは、 の電子インボ 会計

困難です。 をそのまま取り込むことは通常は 61 にいえば、 請求情報の電子データ 同じシステムを使 って

等を電子データを通じて容易にす

そうした請求におけるやり取

取り込める電子データが含まれて は視覚的には書類と同じように扱 がかかります。 請求書を受け取 いなければ、 えますが、そのなかに請求情報を タが送られてきたとしても、 また、PDFのような電子デー 結局のところは紙の つまり、 ったのと同じ手間 P D F の これ

じます。 情報を手入力 もう一度その 内容を視覚的 する手間が生 13 把握して、

新しいしくみ 題を解決する が、標準化に こうした問

る活用も期待されます。

進協議会」という団体が策定を准 応することで、 を目指しているとのことです。 を順次利用できるようにすること 対応したソフトウェアやサー ら標準化された電子インボイスに の発表によると、2022年秋 めています。 共通仕様の電子インボイスに対 つまり、 ソフトウェア各社がこ ことし3月末時点で 取引先の各社が異 ・ビス

ており、

日本国内における共通仕

ンボイスの

「標準化」が進められ

ることを目指して、

現在、

、電子イ

見込みです。

を交換することができました。

逆

!のシステムを利用している場合

電子データにて請求情報

来の請求のやりとりでは、

共

様の電子インボイスが策定される

うになることが見込まれます。 子インボイスをやりとりできるよ 要がなくなり、 自社のシステム等へ手入力する必 取り込めるようになれば、 求情報のデータをそのまま自社で なるシステムを使っていても、 そして、 他社から送信された請 請求情報のさらな 改 うめて 電

関係は 電子帳簿等保存制度との

します。 いを理解しづらいという声も耳に 税における電子インボイスとの違 正で認識された電子取引と、 注目が集まりました。この制度改 る電子取引の制度改正への対応に 昨年は、 電子帳簿保存法に 消費 おけ

して設立した「電子インボイス推

引の保存制度は、 の範囲に含まれます。 は、 消費税法における電子インボイス 接の関係はありません。 税法であり、 す。これに対して、 における申告義務者に対して、 電子帳簿保存法における電子取 電子帳簿保存法では電子取引 タの保存を求めるもの 電子取引との間に直 法人税と所得税 消費税は別の ただし、 Ċ 雷

であっても電子インボイスに該当 握します。 該当しているか否かという点で把 費税ではそれが電子インボイスに しないものはあるということです 図表2)。 もし電子取引であるとして、 逆にいえば、 電子取引 消

電子取引について、 もう少し詳

しく見てみましょう。

があります。 双方で要件に従って保存する必要 電子データは、 ンターネットを経由して取引を行 引の範囲ですが、平たくいうとイ なえば、 します。 電子帳簿保存法における電子取 その取引において生じた おおむね電子取引に該当 送信側と受信側の

に注目を集めたのは、 この電子取引に関する保存制度 それが2021年になって急 もの は、 以前からありまし 電子デー

除されたことが理由です。出力しての保存も可能とされてい出力保存ができる部分が削出力しての保存も可能とされていの保存方法について、従来は紙にの保存方法について、従来は紙に

いう混乱が生じました。
2022年1月からと間近であっついて多くの企業で再検討が必要になり、急ぎの対応に追われるとになり、急ぎの対応に追われるとになり、急ぎの対応に追われるという混乱が生じました。

能です。

その後、影響に配慮するかたちは、
このまり、いまのところは従来
はな経過措置が設けられていま
のまり、いまのところは従来
にな経過措置が設けられていま
で、紙に出力しての保存が202

福足すると、これは保存として 、電子データを紙に出力するこ と自体がダメというわけではあり と自体がダメというわけではあり ません。つまり、オリジナルの電 子データが要件に沿って保存され ていればよく、これにあわせて経 理上の必要性から電子データを紙 に出力することは問題ありませ に出力することは問題ありませ に出力することは問題ありませ に出力することは問題ありませ に出力することは問題ありませ に出力することは問題ありませ に出力することは問題ありませ に出力することは問題ありませ に出力することは問題ありませ

えられます。然に防ぐ意味合いがあるものと考除してわかりづらくする行為を未し、オリジナルの電子データを削し、オリジナルの電子データを削ます。これは、電子データを改ざます。これは、電子データを改ざ

なお、電子取引における電子イータの保存は、要件に沿って保存は、要件に沿って保存は、要件に沿って保存が必要です。詳細はに従った保存が必要です。詳細はに従った保存が必要です。詳細はにおいて保存方法をご確認ください。自せにおいて保存方法をご確認ください。自しておくことが必要でしょう。では、背景说去こおける電子ででは、電子取引における電子が

電子インボイスとは、消費税法のように関わるのでしょうか。のように関わるのでしょうか。

(おけるインボイス (適格請求書等) のうち、電子データとして交等) のうち、電子データとして交符・受領したものをいいます。たとえば、請求関係の電子データをとえば、請求関係の電子データを取引たに交付すれば、電子取引に取引先に交付すれば、電子取引に取引先に交付すれば、電子取引になるものといえます。

て保存します。 て保存します。 で保存します。 で保存する必要があります。 で保存する必要があります。 で保存する必要があります。 で保存する必要があります。 で保存した電子インボイスについても一定のルールに従っ で保存する必要があります。 で保存します。 で保存します。 で保存します。 では、 その写しを自社で

問64、78参照)。 「インボイス制度に関するQ&A」 「インボイス制度に関するQ&A」 電子帳簿保存法の電子取引におけ これらの保存方法のルールは、

電子取引で交付・受領した電子にとについて、電子帳簿保存法では2023年12月までの経過措置は2023年12月までの経過措置とされていますが、消費税法ではとされていますが、消費税法ではとされていますが、消費税法では人税額控除への配慮のためと考仕入税額控除への配慮のためと考えられています。

## 留意点とは実務上の

ジタル化を意識せざるを得ないで

しょう。

点)」によると、30人以下の中小理向けに実施した「請求業務につ理向けに実施した「請求業務につ

消費税法においては、

交付した

は、表計算ソフトを利用している は、表計算ソフトを利用しているす。 このような請求書等も電子デー このような請求書等も電子デー 当し、消費税の電子インボイスに 当し、消費税の電子インボイスに

務としても、効率化を踏まえたデ えたものといえますし、会社の実 簿保存法の改正もこの流れを踏ま データは増えていきます。電子帳 おける紙の取扱いは減少し、電子 といえるかは悩むところです。 した場合も、これが効率的な処理 の処理と電子データの処理が併存 割程度とされています。紙ベース で、電子データによる受取りは2 りが各6割という回答である一方 査によると、紙による郵送・受取 や受領している場合です。先の調 データと紙の両方でそれぞれ送付 今後の動向を考えれば、 悩むのは、取引先によって電子 経理に

存法における電子取引の要件が準さるかを早急に把握します。電子子インボイスの保存は、電子帳簿保存法における保存と電電子帳簿保存法における保存と電電子帳簿保存法における保存と電

### 取引先の電子インボイス導入による影響 図表3

ればならないわけではありませ しいシステムを急いで導入しなけ ける電子取引へ対応するため、 を引っ越すことは難しく、 この点は慎重な検討が必要で A社 他のシステムに電子データ 度新しいシステムを利用す B社の影響がA社に…… 電子インボイスの 紙ベースの処理 電子インボイスを 発行や受領を 機に請求業務の電 のほうが負担が 依頼される可能性 軽いが…… 子化を進めたい 新 A社も電子インボイスの交付・受領をすれば 電子保存を考える必要が生じる

保存が必要です。 定める期間 (7年または10 年

0)

用されているため、

一の理解が必須です。

電子帳簿保存法にお

12月までとされていますが、 リットも生じます。これらを総合 年度の開始日から対応しようと思 的に比較検討してみるべきでしょ か かりますが、省コストによるメ 新システムの導入にはコストも 経過措置の期間は2023年 準備期間は短くなります。 次に、電子インボイス

する必要があります。 インボイスの写しを保存 られた場合は、 インボイスの発行を求め 業者であり、 社がインボイスの登録事 て保存します。 は、電子インボイスとし が電子データだった場合 受領する請求書や領収書 す。この場合、 を確認することが必須で 領する請求書や領収書が スの保存が自社における 後においては、 インボイスに該当するか 当します。このため、 仕入税額控除の要件に該 おり、2023年10月以 留意点です。 取引先から また、 相手から インボイ 発行した 先述のと 受

> リットがあります。 領する場合は、 ファイリングする必要がない 保管場所に困らないというメ し電子インボイスを交付 紙の書類の ように

それが難しい場合は、自社に適し として保存・管理することをルー があるでしょう。 るでしょう。 た効率化を模索していくことにな 書類や電子データをどう管理する 生じます。 や検収にいたるまで様々な書 までには、 る最終地点であって、 化するのが理想です。 ワークの実施を踏まえれば、 かも含めて、 書類はスキャンして電子データ 請求書や領収書は、 こうした社内における 見積もりや発注、 検討していく必要 業務効率化やテ そこに 取引におけ しかし、 至る 紙

0)

とも電子帳簿保存法の改正で容易 ず、電子データのまま保存するこ 帳簿保存法の要件に従って電子デ には該当しません。 に当てはめた場合、これは電子デ になっています。 に交付した請求書等があるとし た請求書等を紙に印刷して取引先 タで保存しても電子インボイス なお、自社がパソコンで作成 自社の発行控えを紙に出 インボイス制度 しかし、 力せ

> するQ&A」 タのまま保存することができま (国税庁「インボイス制度に関

とが予想されます スによる交付を求められること るため、 ソフトウェアでの対応が見込まれ 電子インボイスについては幅広 入を進めたことによる影響です。 っている場合で要注意といえるの データである機会も増えていくこ 紙の書類による業務が中 取引先が電子インボイスの導 交付されるインボイスが電子 取引先から電子インボイ (図表3)。

子データの保存が自社に無関係と を考えれば、 を検討せざるを得ない会社も増え イスの普及が始まれば、その対応 いといえます。そして電子インボ データの保存を意識せざるを得な 点を踏まえると、事実上、電子デ タとしての保存が必要です。この おける電子取引としては電子デー れていますが、電子帳簿保存法に ることでしょう。 タによる取引が生じれば、電子 消費税としての電子インボイス ているということです。 発行したものも受領したもの 紙に出力しての保存は認めら い切れない状況がもう目前 電子インボイスや電 取引先との関係

い事業主への指導に取り組み、事業主の不安を解消する細やかな目配りに定評がある. 東京都北区赤羽の税理士。クラウド会計とーTツールを活用した